

議案第 1 2 号

行政制度の調整方針について

行政制度の調整方針は、次のとおりとする。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

## 行政制度の調整方針について

### 1 調整の必要性，視点

#### (1) 調整の必要性

合併関係市町の行政運営は，法令に基づく事務のほか，それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた行政サービスの内容，個々のサービスに関する住民の負担の水準に差があることから，新市に移行する際には，新市としての一体性を確保しつつも，住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることのないよう，その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になる。

#### (2) 調整の視点

行政制度の調整にあたっては，宇都宮地域合併協議会を構成する市町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に，合併により拡大する行財政基盤をさらに強化し，魅力あるまちづくりを展開することができるよう，また，住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとする。

各市町が行っている各種の事務事業や内部管理制度等については，その現況を踏まえつつ，比較検討を行い，合併後の市の将来像を展望するとともに，住民生活に及ぼす影響などを考慮したうえで，調整を行うものとする。

### 2 基本的な考え方

合併協議に当たっての基本的な考え方を踏まえ，新市における魅力的なまちづくりを通じた住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

具体的には，新市の建設を総合的かつ効果的に推進する指針である「市町建設計画」における「まちづくりの将来像」や「主要事業」，「財政計画」等との連携を保ちつつ，国の財政支援を有効に活用しながら，新市における行政制度の調整方針を策定するものとする。

#### (1) 新市に移行する際，住民の生活に支障のないよう，速やかな一体性の確保に努める。

##### (一体性確保の原則)

新市に移行する際，住民の生活に支障をきたさないよう，住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き，保健・福祉サービス，各種施設の利用や申し込みなど，住民の生活に係わる事項については，速やかな一体性の確保に努めるものとする。

#### (2) 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)

現在，各市町で行っている各種行政サービスについて，そのサービスに差異があるものについては，住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるものとする。

- ( 3 ) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。( 負担公平の原則 )  
使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。
- ( 4 ) 新市において健全な財政運営に努める。( 健全な財政運営の原則 )  
新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものとする。
- ( 5 ) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。( 行政改革推進の原則 )  
行政制度の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性、また、民間と行政との役割分担についても十分検討を行い、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。
- ( 6 ) 地域特性を活かした魅力あるまちづくりに努める。( 地域特性尊重の原則 )  
各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

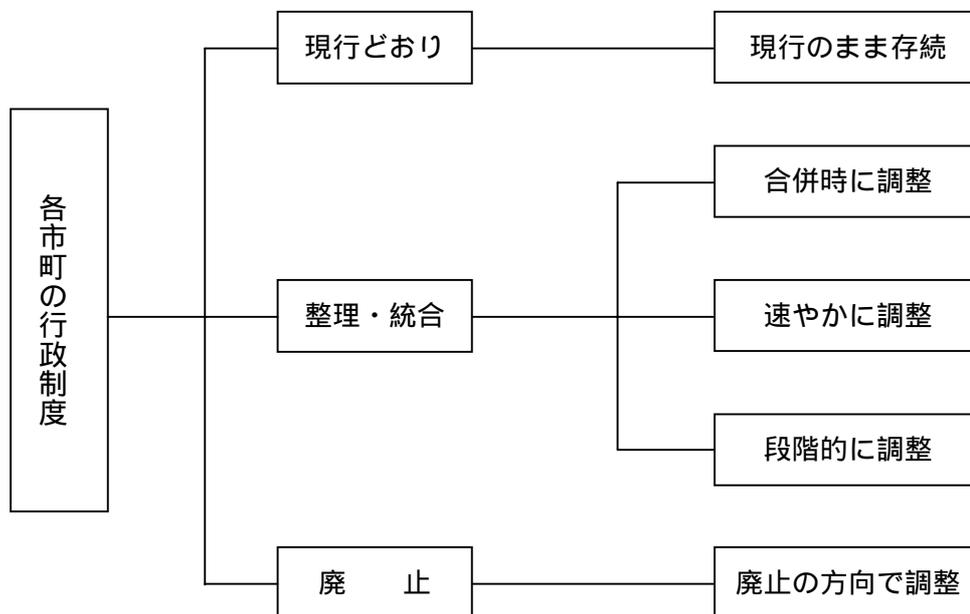
### 3 調整の方針

基本的な考え方にに基づき、合併協議における調整の方針を次のとおりとする。

- ( 1 ) 新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方にに基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとする。
- ( 2 ) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定や地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図る。
- ア 関係市町の行政制度のうち、伝統や文化、あるいは地域特性に基づいて独自に推進してきたものについては、新市において新しい制度に統一することにより、サービスの低下や住民や企業の負担増が生じる場合がある。
- イ それぞれの地域が有する特性を活かしたまちづくりができるよう、地域特性を持つ事業については、地域自治制度との関係を考慮するとともに、合併により住民生活等に大きな影響を与えるものについては経過措置を設け、その影響を緩和するものとする。

#### 4 調整の方向性

行政制度の調整にあたっては、「基本的な考え方」・「調整の方針」に基づき、概ね次の分類のいずれかの方向性により調整するものとする。



##### (1) 現行のまま新市に引き継ぐ。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、法令等に基づき実施しており、合併後の新市においても市の事務事業として行うこととなるもののうち、各市町間でサービス内容に差がないものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

イ 各市町が行っている事務事業のうち、条例等に基づき実施しているもので、各市町間でサービス内容に差がないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

ウ 各市町が行っている事務事業のうち、特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

##### (2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

ア 自治体の存立に関する事項や行政を円滑に執行するための内部管理制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

イ 各市町が行っている事務事業のうち、市町間でサービス内容が異なるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の

必要性があるものについては、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、市町間でサービス内容が異なるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、これまでの経緯等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

イ 各市町が行っている各種計画策定事業については、現在の各市町の計画の内容・期間・指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、宇都宮市の制度を基準に合併後ただちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

イ 各市町が行っている事務事業のうち、地域特性を有するものや事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、地域自治制度との関係等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、当分の間は現行どおり事業を実施することが適切なものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

ウ 各市町が行っている事務事業のうち、広域的な視点からの調整が必要となるものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

(5) 廃止の方向で調整する。

ア 各市町が行っている事務事業のうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものについては、廃止の方向で調整する。